

「中小企業の会計に関する検討会」の設置について

2011年2月
中小企業庁
金融庁

1. 趣旨

会計制度の国際化が進展する中で、2010年2月に中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会」（以下「研究会」という。）、同年3月に企業会計基準委員会等の民間団体により「非上場会社の会計基準に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）が設置され、それぞれ、非上場企業、特にその大部分を占める中小企業の会計に関する検討が行われた。

同年8月に懇談会、9月に研究会の報告書がとりまとめられ、それぞれ、新たな会計指針・新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるべき等の方向性が示された。また、その策定主体について、中小企業関係者等が中心となって取りまとめ、関係省庁が事務局を務めるべきである等の提言がされた。

本検討会は、懇談会及び研究会の報告書の内容を踏まえ、新たに中小企業の会計処理のあり方を示すもの、その普及方法、中小企業におけるその活用策等の具体的な内容について検討を行うため、設置するものである。

2. スケジュール

本検討会の下に、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設置し、精力的な検討を行い、本年夏頃の取りまとめを目指す。

3. メンバー

別紙のとおり。